

目 次

2010年度 図書館学教育部会総会が開かれました	1
2010年度 第1回研究集会報告(2010年5月8日(土)開催)	
テーマ1:「図書館に関する科目」の今後の展開(2)	
「図書館概論」はどうあるべきか(平野英俊 日本大学教授)	5
「図書館概論」のあり方について(宮部頼子 立教大学教授)	7
ディスカッション1	9
「図書館制度・経営論」について(根本彰 東京大学教授)	10
「図書館制度・経営論」のあり方について—教育内容に関する提案— (金沢みどり 東洋英和女学院大学教授)	14
ディスカッション2	16
参加者の感想 改正科目の具体的な内容について(雪嶋宏一)	17
2010年度第1回研究集会参加感想—短期大学の立場から—(篠原由美子)	18
「図書館概論」を担当する意味(松林正己)	18
参加者のアンケートから	19
2010年度全国図書館大会第10分科会(図書館学教育)のご案内	20

2010年度 図書館学教育部会総会が開かれました

日 時：2010年5月8日(土) 13:15-14:30

場 所：日本図書館協会会館 2階研修室

出席者：36名 委任状提出者44名 計80名

1. 議長、議事録署名人の選出

竹内比呂也氏を議長に、杉本節子氏を議事録署名人に選出した。

2. 会勢報告

2010年4月25日現在で図書館学教育部会員が221名、総会成立要件が23名の出席(委任状を含む)であるとの報告ののち、出席者36名、委任状提出者44名が確認され、総会が成立することが報告された。

3. 議事

1) 2009年度活動報告

志保田務部会長より、配布資料に基づき2009年度活動報告があり、異議なく賛成多数で議決した。

2) 2009年度決算報告

瀬戸口誠幹事(会計担当)より、配布資料に基づいて、2009年度会計決算報告があり、2010年度会計予算案「収入の部」繰越金摘要にある「2009年度会計から50周年記念事業費10万円、調査・編集費5万円含む」と同じ文言を、2009年度決算報告「支出の部」繰越金に加えることが提案され、賛成多数で議決した。

3) 2009年度会計監査報告

漢那憲治会計監査より、監査の結果、問題がないことが報告され、異議なく賛成多数で議決した。

4) 2010年度事業計画案

志保田部会長より、配布資料に基づいて2010年度事業計画案の説明があり、異議なく賛成多数で議決した。

5) 2010年度予算案

瀬戸口幹事（会計担当）より、配布資料に基づいて2010年度予算案の説明があり、2010年度会計予算案「収入の部」繰越金の摘要にある「2009年度会計から50周年記念事業費10万円、調査・編集費5万円含む」と同じ文言を、2009年度決算報告「支出の部」繰越金に加えることが提案され、賛成多数で議決した。

6) その他

- (1) 図書館学教育部会から図書館情報学教育部会への名称変更について
会員の検討を呼びかけた。
- (2) 日本図書館協会公益法人化に伴う本部会の在り方について
会計、役員選出などの方向性がまだ見えていないが、現在の部会運営に支障が無い方向性を望むとの部会長の提案があった。

以上

◆2010年度総会資料

1. 2009年度活動報告

1) 総括

(1) 活動方向

JLA図書館学教育部会（以下、当部会）は、日本図書館協会（以下、JLA）のなかの図書館情報学教育者集団という立場から、例年どおり [A 司書養成次元]、[B 現職者のキャリアアップ次元（養成後のキャリアアップ）]、[C 関係諸機構との図書館学教育関係事項の調整]、この三点をポイントに活動を進めた。

[A 司書養成次元] 2008年6月11日に図書館法が改正（公布・施行）され、2009年4月に「大学における図書館に関する科目」（省令）が確定した。2009年度の本部会は、2012年度新科目実施に向けて、各科目についての検討・議論を中心に活動を行った。

①第1回研究集会 2009年4月25日（土）下記のように主テーマとし、検討した。

テーマ1 [B 現職者のキャリアアップ次元]の項へ

テーマ2 「大学において履修すべき図書館に関する科目」

- ・「図書館法施行規則の改定について」栗原祐司・文部科学省生涯学習政策局社会教育課企画官
- ・「司書のキャリアデザイン：図書館法改正と専門職員認定制度を貫く道すじ」糸賀雅児・文部科学省「これからの図書館の在り方検討協力者会議（以下、検討協力者会議）」副主査、JLA専門職員認定特別検討チーム（第4次）委員、慶應義塾大学教授

参加者 53名（講師・幹事等の関係者を含む）
関連事項：文部科学省説明会（カリキュラム改訂による大学司書課程の移行について）が、東京、大阪で行われた。東京は6月2日（火）、大阪は6月29日（月）に行われ、各々当部会幹事が参加した。

②第95回全国図書館大会第6分科会（図書館に関する科目）（10月30日、東京）下記のテーマで検討した。

テーマ：「大学における司書養成の新たな展開」

- ・「大学において履修すべき図書館に関する科目制定の意義」葉袋秀樹・文部科学省「検討協力者会議」主査、筑波大学教授
- ・「協力者会議の検討過程に見る今後の課題について」荻原幸子・文部科学省「検討協力者会議」委員、専修大学教授
- ・「『図書館に関する科目』を超えて：これから我々が考えなければならないこと」竹内比呂也・千葉大学教授（当日欠席のため代読）
- ・「改正司書養成科目について」宮田幸宏・文部科学省生涯学習政策局社会教育課課長補佐

③第2回研究集会（12月19日、京都）ここからは、具体的な科目の検討に入った。この集会においては、「児童サービス論」と「図書館サービス概論」を取り上げた。

テーマ：「図書館に関する科目」の今後の展開

- ・基調報告「『大学において履修すべき図書館に関する科目』制定とこれから」大谷康晴・文部科学省「検討協力者会議」委員、当部会幹事、青山学院女子短期大学准教授
- ・報告 個々の科目内容のあり方（教育内容のあるべき姿）について

(1)「児童サービス論から見えるもの」永井悦重・阪南大学非常勤講師

(2)「図書館サービス概論（関連科目）から見えるもの」瀬戸口誠・当部会幹事、梅花女子大学講師

参加者 24名（講師・幹事等の関係者を含む）

[B 現職者のキャリアアップ次元] 関係では、3月17日JLA評議員会において、「協会認定司書制度の実施」が賛成多数で可決された。当部会が直接、間接に関わったJLA認定司書制度が2010年度から正式にスタートすることは評価できる。

第1回研究集会 2009年4月25日（土）

下記のように主検討した。

テーマ1 「専門職員制度の予備審査の開始」秋本敏・JLA専門職員認定特別検討チーム（第4次）委員、研修事業委員会委員長、ふじみ野市立上福岡図書館長

[C 関係諸機関との調整] では下記が焦点である。

国の図書館関係機関（文部科学省の「検討協力者会議」など）、各館種・関係協議会との接触、日本図書館情報学会（LIPERなど）さらには、JLA内での調整、意思の疎通を図り、図書館大会、研究集会において関係者から報告を求めた。

(2) 部会活動全体に関する自己評価

総会、第95回全国図書館大会（第6分科会）、研究集会（定例2回）を着実に実行し、公刊の『会報』（89-91号）で内容を報告した。同時に部会ホームページでの広報、電子版（週及を含む）を行っている。また図書館法改正に伴う、大学における「図書館に関する科目」については、幹事会としての検討を昨年度に引き続き行った。

(3) 担当分野における課題

司書養成科目の検討などにおいては、すべての会員をバックにする常務理事会と、研究者集団という性格をも有している当部会の見解、立場をどのように調整、一致させるかの課題がある。

2) 部会総会

日時：2009年4月25日（土） 於：JLA会館研修室
出席者：40名、委任状提出者74名（部会員総数218：定足数を満たし、成立）

議長：平野英俊（日本大学）、議事録署名人：金容媛（駿河台大学）

議題：1. 2008年度事業報告および決算
2. 2009年度事業計画および予算
3. 役員選挙報告

3) 事業、活動、研修、シンポジウム、集会等

i 第95回全国図書館大会（東京）第6分科会
10月30日（金） 於 東京堂書店大会議室
参加者67名

テーマ：図書館に関する科目：大学における司書養成の新たな展開

詳細は、1)に表示。

ii 研究集会 前掲1)に詳細

[第1回] 日時：2009年4月25日（土）

於：JLA会館研修室

[第2回] 日時：2009年12月19日（土）

於：龍谷大学大宮学舎清和館3階ホール

4) 刊行物（報告書、資料、パンフ、ポスター等）

部会報：事業内容：89号-91号の刊行。

5) 独自の調査活動

該当事項なし。なお、『日本の図書館情報学教育』であるが、新カリキュラムが施行され定着する2012年度以降に調査を行い、刊行をする予定である。現在は、単年度支出では経費の捻出が大変であるため、編集作業に要する製作費の積立を行っている状況である。

6) その他の事業活動

本部会は50周年を迎え、記念事業の準備を行っている。なお、記念事業の内容は、50周年記念会（研究発表、講演、記念式典）と記念出版（『図書館学教育部会報』の複製）の予定である。

7) 幹事会の開催

[第1回] 2009年4月25日（土）

於：JLA会館研修室（東京）

部会長、幹事8名

[第2回] 2009年6月14日（日）

於：日本図書館研究会事務局（大阪）

部会長、幹事7名

[第3回] 2009年10月30日（金）

於：東京堂書店6階大ホール（東京）

部会長、幹事6名

[第4回] 2009年12月19日（土）

於：龍谷大学大宮学舎（京都）

部会長、幹事7名

[第5回] 2010年3月26日（土）

於：日本図書館研究会事務局（大阪）

部会長、幹事7名

幹事が東京圏、近畿圏に分散（選出）のため、全員で集まることが難しい。しかしながら出席率は高く平均81%を超えている。

8) Webサイト、メーリングリストの運営状況

- Webサイト運営：部会報にリンクするHPを有する。サイト運営形態の見直しを行っている。
- メーリングリスト：幹事間に通じる。
- 『会報』の週及電子化を進めている。欠号について『会報』での呼びかけ等の結果、2009年度末においてそもそも刊行されていない『第21号』を除いてすべての収集を終えた。

第26期（2009年度～2010年度）部会役員

（2010年4月1日現在）

部会長 志保田 務（桃山学院大学名誉教授）

幹事 大谷 康晴（日本女子大学）
 瀬戸口 誠（梅花女子大学）
 谷本 達哉（羽衣国際大学）
 野末俊比古（青山学院大学）
 前川 和子（大阪大谷大学）
 村上 泰子（関西大学）
 柳 勝文（龍谷大学）
 山本 順一（桃山学院大学）

会計監査 漢那 憲治（龍谷大学）
 阪田 蓉子（元明治大学）

2. 2009年度会計決算報告

（単位：円）

費目	予算	決算	摘要
収入の部			
部会費収入	430,000	402,400	
事業収入	40,000	46,500	
部会交付金	180,000	180,000	
研究会会助成	100,000	100,000	
雑収入	0	0	
繰越金	950,339	950,339	
収入の部 合計	1,700,339	1,679,239	
支出の部			
事務用品費	5,000	0	
振込手数料	26,400	17,720	
通信費	200,000	32,680	
交通費	350,000	110,800	
会報等印刷費	250,000	128,520	
研究会等費	300,000	62,570	
調査・編集費	50,000	126,700	
50周年記念事業費	100,000	0	
予備費	408,939	0	
選挙管理費	10,000	0	
繰越金	10,000	1,200,249	50周年記念事業費10万円、調査・編集費5万円含む
支出の部 合計	1,700,339	1,679,239	

3. 2009年度監査報告

監査報告

監査の結果、執行及び証書保管について、問題はありません。

平成22年4月30日

会計監査 漢那 憲治 ㊟

平成22年5月4日

会計監査 阪田 蓉子 ㊟

4. 2010年度事業計画案

- (1) 総会の開催（5月8日）
- (2) 第96回全国図書館大会（奈良大会）図書館学教育分科会の運営
- (3) 研究会の開催（年度内に2回）
- (4) 会報の発行（年度内に2～3回程度）
- (5) 2009年度に引き続き過去の『会報』の電子化およびWeb上の公開
- (6) 幹事会（年6～8回開催）
- (7) 50周年記念事業の実施
- (8) その他

5. 2010年度会計予算案

（単位：円）

費目	金額	摘要
収入の部		
部会費収入	460,000	218名（件）分と未納分
事業収入	40,000	研究会参加費など
部会交付金	180,000	図書館協会から
研究会会助成	100,000	同上
繰越金	1,200,249	2009年度会計から50周年記念事業費10万円、調査・編集費5万円含む
収入の部 合計	1,980,249	
支出の部		
事務用品費	5,000	事務用品など
振込手数料	27,000	部会費振込など（225名×120円）
通信費	200,000	会報等の発送など
交通費	500,000	幹事会交通費など
会報等印刷費	250,000	会報発行（印刷・封入）など
研究会等費	400,000	講師交通費など
調査・編集費	100,000	日本の図書館情報学教育2012（仮称）
50周年記念事業費	250,000	50周年記念事業の準備金
予備費	98,249	
選挙管理費	150,000	選挙管理関係費用
支出の部 合計	1,980,249	

6. その他

2010年度 第1回研究集会

<報告>

「図書館概論」はどうあるべきか

平野 英俊 (日本大学)

1. 「図書館概論」とは何か

「概論」とは、国語辞典的には、「全体を通した大体的内容を要約して述べること」とされており、英和辞典では、“introduction”の語に「入門(書)、序説、概論」といった意味が与えられている。一方、これからの図書館の在り方検討協力者会議が平成21年2月に出した「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」では、「図書館に関する科目は、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するためのものであり、その後、さらに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置付けることが適切である」とされ、さらに、協力者会議での検討の中では、「図書館概論」の内容を考える根拠の一つとして「導入科目とする。図書館に興味をもってもらえる、わかりやすい授業にする。」ことが挙げられていた。これらを踏まえ、とりあえず、「図書館概論とは、図書館に関して、全体を通した大体的内容を要約して述べることで、初学者への入門としたもの」と定義しておくことにしたい。

2. 「図書館概論」の内容構成は変わったか?

ここでは、「図書館に関する、全体を通した大体的内容」とは何かという観点から、今回の改正により「大学において履修すべき図書館に関する科目」として設定された「図書館概論」の内容と、改正前の「司書講習」のために設定されていた「図書館概論」の内容とがどのように違っているのかをみておこう。

まず<科目のねらい>では「図書館政策、関係法規」が消え、「図書館の歴史」と「図書館職員の役割と資格」が入っている。これを受けて、<科目の内容>でも、①旧概論の「図書館行政(図書館政策、図書館法、社会教育法、地方自治法、著作権法等を含む)」の削除、②新概論での「図書館職員の役割と資格」の創設、

③旧概論では「図書館の動向」の中の一項目として「図書館の現状と歴史」があったが、新概論では「図書館の歴史」と「公立図書館の成立と展開」が独立した項目となった、といった3点ほどの相違がみられる。

このうち①の「図書館政策、関係法規」等の図書館行政については、大部分が「図書館制度・経営論」へ、一部が「生涯学習概論」へ移っている。しかし、この移動は、従来の「生涯学習概論」、及び「図書館経営論」の不備を補う意味に加え、半期の「図書館概論」では十分な時間がとれないとの判断からで、決して図書館行政を「図書館概論」の範疇から除外したわけではないと思う。そもそも関連法規に全く触れない「図書館概論」はありえないし、今後刊行予定の教科書でも関係法規の基本は収録されていくのだろうと思う。

また、②の「図書館職員」についても、旧図書館概論の各種テキストを参照すれば明らかのように、「図書館職員」について語らない「図書館概論」はなかったのではないだろうか。

このようにみえてくると、③にみられるように「図書館の歴史」の比重がこれまでよりやや重いという特徴はあるが、「図書館に関する、全体を通した大体的内容」とは何かという観点からは、新旧で特に大きな相違はないようである。「協力者会議報告書」の中で、「大学で履修すべき図書館に関する科目」と従来の司書養成科目との相違点について記された箇所をみても、「基礎科目」の内「生涯学習概論」や「図書館制度・経営論」「図書館情報技術論」についての新規性の指摘はあるが、「図書館概論」については特に触れられてはいない。

ところで、私自身が大学時代に経験した「図書館(概)論」というと、おおむね次のような構成であった。

- 1 図書館の定義、
- 2 図書館の歴史的発展形態、
- 3 近代図書館の機能、
- 4 近代図書館の種類、
- 5 図書館の施設・設備、
- 6 コミュニケーションと図書館(ここでは図書館の自由の問題を扱ったようである)、
- 7 図書館学と図書館職員養成

また、大学院では“Encyclopedia Americana (1969)”の“libraries”の項を使ったが、これも一つの「図書館(概)論」だったのだと思う(以下にその内容を記す)。

1. History to 1600,
2. Modern History Since 1600,
3. The Library as a Social Institution,
4. Libraries in the Present-Day World,
5. Library Services and Organization ,
6. Library Technology and Procedures,
7. Library Personnel ,
8. Libraries in the United States,
9. Canadian Library system,
10. One Hundred Notable Libraries of the world,
11. Directory of Library Associations,
12. Bibliography

これをもても、「図書館に関する、全体を通した大体的内容」は、今と大きな違いはないように思われる。

3. 「図書館概論」はどうあるべきか

「図書館に関する、全体を通した大体的内容」に大きな違いがないとすれば、「図書館概論」は単にそれらを要約して語ればよいのだろうか。否、そうではなく、そこには、歴史の流れの中で図書館を考えるという視点を含む、話の原理（principle）が必要なのだと思う。「図書館概論」の「あり方」とは、広く浅く各論のつまみ食いをするのではなく、一定の原理をベースに、「どのようにストーリーを組み立てるか」ということになるのだろうか。

実際、「図書館概論」では、多くの教員が、それぞれのストーリー（筋書き）と重点意識をもって、工夫を凝らした講義を組み立てたいと思っているのではないだろうか。私も含め、決まった教科書を使わない傾向があるように思われるのは、自分だけの「概論」をめざす裏返しなのかもしれない。

したがって、ここでは、先に述べた「図書館概論」の定義を若干展開し、「図書館に関して、全体を通した大体的内容を、歴史的視点と図書館のもつ原理を軸に組み立てなおし、要約して述べることで、初学者への入門としたもの」と言い換えることにしたいと思う。

ところで、「The Accidental Librarian」(Information Today 2008) という興味深い本がある。これは、正規の図書館学教育を経験せずに図書館員となっている人々を念頭に書かれたもので、まさに「図書館に関する、全体を通した大体的内容」をカバーしたものといえる。

全体は I Basic Library Principles、II Basic Library Practice、III Technology and the Library、

IV Career Developmentの4つのパートからなるが、IIとIIIについては、それぞれ独自の科目が用意されているので、「図書館概論」では、基本的にIのLibrary Principlesを核とし、IVを付加するという形が考えられるのではないと思う。ただし、この本にはない「歴史的視点」を入れて膨らませることが必要だと思う。全体の詳しい目次を掲載するスペースがないので、Iを構成する5章分のタイトルのみ記しておくことにする。

Ch 1 : What Is a Librarian?

Ch 2 : What Are Libraries?

Ch 3 : The People Libraries Serve

Ch 4 : Determining the Needs of the People
Libraries Serve

Ch 5 : Letting Your Vision, Mission, and Plan
Be Your Guides

4. おわりに

ところで、満足な「図書館概論」を組み立てるのは、まことに「言うは易く行は難し」である。あるべき「図書館概論」にはほど遠いことを自覚しつつ、最後に、私の概論シラバスを記しておくことにしたい。

講義内容	
1	ガイダンス：コース説明と資格取得の方法について
2	図書館とは何か：①図書館ではどういう仕事をしているのか
3	②図書館の存在意義と目的： * 図書館資料の意義 * 収集・保存・提供の意義 * ユーザーニーズ * 著作権 * 図書館の歴史 * 「ユネスコ公共図書館宣言」等 ③図書館の仕事は誰でもできるか？：専門性の中身 ④図書館を定義すると？
4	図書館の種類と目的・機能、設置根拠：①公共図書館、②国立図書館
5	③学校図書館、④大学図書館、⑤専門図書館、⑥その他のspecial library、⑦同種・類似施設
6	観点を変えた種類分け：電子図書館、保存図書館等
7	図書館専門職の意義とそれを支える法的根拠
8	公共図書館の理念と歴史：公立図書館の成立と展開、英米における発展史、日本への導入
9	図書館法の成立と問題点
10	図書館法成立後の歩み
11	近年の動向と公共図書館のあり方をめぐる問題① (1990年代以降の問題)

12	近年の動向と公共図書館のあり方をめぐる問題② (図書館法改正、これからの図書館像、望ましい基準等)
13	近年の動向と公共図書館のあり方をめぐる問題③ (知的自由の問題)
14	国立図書館：理念と歴史、国立国会図書館
15	まとめ

最後に一言、今回の改正では、「図書館概論」は、「基礎科目」中の基本的なものと位置づけられているが、旧省令科目では、必修科目中「生涯学習概論」と「図書館概論」だけが「概論」で、他は「概説」「論」「演習」に区分され、「概論」は特別の位置づけのようにみえた。「図書館概論」は全体の基本として、別格の位置づけを与えても良かったのかもしれない。

<報告>

「図書館概論」のあり方について

宮部 頼子 (立教大学)

1. 「図書館通論」から「図書館概論」への推移

1950年図書館法制定当時の科目名は「図書館通論」であったが、その後1996年の法改正・施行規則改訂により、「図書館通論」から「図書館概論」に変更された。変更の際して、「通論」と「概論」の違いは何か、という点に関して関係者の間でどのような議論が展開されたのか、については残念ながら該当する資料はほとんど見あたらない。辞書によれば「通論」は、「(1)ある事柄の全般にわたって論ずること。また、その説。(2)世間一般に認められている論。通説。」とされており、「概論」は、「全体を通した大体的内容を要約して述べること。また、述べたもの。」(『大辞林』第2版 三省堂)とあり、両者の実質的な違いは余り見られない。過去のテキストから両者の関係について言及しているものをいくつか拾い上げてみると、まず清水正三(『図書館通論』1978)は、「概論(特に〇〇概論という場合は)現象を的確に把握し、科学的な考察を加えてあるべき姿を明らかにしようとするのに対し、通論は事実をなるべく事実のままに把握しようとする。も

ちろん将来への見通しは忘れてはならない。けれども、あるべき姿というよりは、現実ある姿を把握させようとする」という、横山幸次郎(横浜市立大学教授)の言葉(『図書館雑誌』1968年3月号)を紹介している。¹⁾ また渡邊正亥(『図書館通論—その学習案内—』1977)は、「昭和48年度図書館短期大学の概要と案内」では学科必修科目の「図書館学概論」と文献情報学科選択科目の「図書館概論」の両方が使われており、また、「図書館法施行規則」では司書講習の「図書館通論」と司書補講習の「図書館概論」の両方が用いられているとして、「いろいろな表現になっています。しかし実際にはあまり大きな相違があるとは思われません。」と結論づけている。²⁾ さらに志保田務(『図書館概論』1998)は、「もとの「通論」と今般の「概論」との違いは冒頭に記したような微差にとどまることから、……中村初雄先生が最初に築かれた図書館哲学を踏襲するものである。」と述べている。³⁾ これらをまとめると、「図書館通論」から「図書館概論」への科目名変更の際して、実質的に大きな内容変化は無かったと考えてよいだろう。

2. 「図書館概論」の意義と内容

石塚正成(『図書館通論』1966)は意義と内容に関して以下のように述べている。「図書館業務の……専門的な職業人を志望する学生は、できるだけ速やかに図書館と図書館学の歴史的な基礎や意義についての基本的な理解と知識とを獲得することが必要である。すなわち図書館の社会における歴史的な役割、図書館の種類と形態、図書館サービスの種類と内容、図書館員の職業人としての準備と職責、および社会の急速な変化、思想の爆発的な流動、相次ぐ技術的な革新などによって、図書館が当面させられている諸問題や、それに関するおもな論著などについて、基礎的に必要な知識をもつように心がけねばならない」。⁴⁾ いまから45年前にかなりの程度まとまった「図書館概論」の内容が提示されており、現在も色褪せてはいないことに驚かされる。また、渡邊正亥(前述書1977)は、「概論書というものは単に図書館学入門や紹介というだけのものであっていいのだろうか」と疑問に思うのです。……それは第一線でサービスをつくっている図書館を支えている図書館哲学というべきものが説かれる場所ではなければならないし、同時に奉仕者としての図書館員のために高い倫理を説く場所ではなければならないと思うのです。さらにまた、それは学的確立の根拠を明らか

にするところでもなければならぬと思うのです。通論というものはそういう性格があると考えられるのです。」と説く。⁵⁾ここでは、図書館哲学、図書館倫理、学的確立といったものが主張・強調されている点に注目したい。なお、「図書館概論」の「科目のねらいと内容」に関しては、1996年版と2009年版を比較対照した配布資料を参照願いたい。内容の詳細な検討はすでに平野氏の発表で行われたので省略する。

3. 「図書館概論」の位置づけ

次に「図書館概論」の位置づけに関して比較的最近の資料からいくつか引用してみると、2005年刊の『図書館概論』(樹村房)では、「多くの課程等において「図書館概論」は最初に学ぶ科目とされることから、図書館と図書館学の世界への導入書として、その構成・概要・課題等につき、1年次生にもわかりやすく、興味と学習意欲を喚起できるものとする」と述べられている。⁶⁾また2008年刊の『図書館概論』(JLAテキストシリーズII)では、「将来の進路として図書館とのかかわりを意識させる誘い、それが「図書館概論」という科目の一義的な課題である。……「図書館概論」(図書館情報学概論)は、一連の図書館に関する科目のうちで一番初めに学ぶのが適当な科目であり、……引き続き図書館についての多くの科目を履修するかどうかの決断を迫る科目とするのが妥当であろう。」と述べられている。⁷⁾ここでは「図書館概論」と「図書館情報学概論」がほとんど同義語のように扱われている点、および「図書館概論」をいわば「お試し科目」の位置づけ「ないし「扱い」にしている点に関して、その妥当性を含めて注目する必要があるだろう。

4. 「図書館概論」の講義内容・方法・主眼

ここでは一例として、立教大学司書課程のカリキュラム(配布資料)と「図書館概論」の位置づけを紹介する。科目構成は以下の通りである。必修科目14科目28単位(生涯学習概論、図書館概論、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス概論、レファレンスサービス演習、情報検索演習、図書館資料論、専門資料論、資料組織概説、資料組織演習・分類、資料組織演習・目録、児童サービス論、図書館実習)、選択必修科目2科目4単位以上(図書及び図書館史、資料特論、コミュニケーション論、視覚教育メディア論、図書館特論)、選択科目(学校経営と学校図書館)。

新規登録者は平均150名、履修者総数は約600名(司

書コース500名、司書教諭コース100名)、過去6年間の平均修了率は55%である。「図書館概論」は司書コース、司書教諭コース共通で登録年度の最優先基礎科目として位置づけられ、前期に週2コマ開講されている。「図書館概論」の単位を落とした学生は再履修で単位を取得するまで、その他の科目履修は認められない。最初の授業では、「図書館の構成要素(1. 資料、2. 施設・設備、3. 職員、4. 利用者)と機能(1. 収集、2. 整理、3. 保存、4. 提供)」をしっかりと教え込む。「1、2、3は4のため!!」を繰り返し唱え、図書館現場の具体的な状況に則して説明しながら、「本が好き、人が好き!」、「図書館はサービス業!」、「草の根分けても……」といったいわばライブラリアンシップ(図書館員の心髄)を学生の頭に徹底的に叩き込む。この点で筆者は以下の渡邊正亥(前述書1977)の言葉に共感を覚えるものである。「ライブラリアンシップ……この言葉は我が国では<図書館学>のほかには<図書館員の専門性>、<図書館専門職>、さらに<図書館員の職業倫理>という意味をもつものとしてもちいられています。……職業倫理ということばの中にも人間愛あるいは人間尊重の意味を十分に汲み取ることができると思うのです。図書館経営は学問・技術・道義の三者が一体となったものでなければならぬ、ということがわかるのです。」⁸⁾

5. 今後の課題

最後に「図書館概論」のあり方から派生する諸問題も含め、今後の課題を考えてみたい。

1) 科目内容の検討: 「大学における科目」は「司書養成のための入門科目」であり、「図書館情報学の入門科目」と位置づける(『部会報』第85号 2008年9月10日発行 5頁)とあるが、「図書館情報学のための入門科目」と、「司書養成のための入門科目」の意味内容は何か、を明らかにする必要があるであろう。

2) 担当教員の資質・能力: 大学専任教員の採用要件は近年とみに高学歴化の傾向にある。「優れて実学」といわれる図書館情報学の教育者には、研究業績と併せて、司書資格を有することも望まれるだろう。特に「概論」では初学者の興味関心及び理解をより高めるために、図書館現場に則した具体的な説明が必要となる。今後は図書館情報学研究者のためのインターンシップあるいは現場研修等も考えられて然るべきであろう。

3) 共通認識は形成されたか? : 今回の法改正を機に、「司書資格取得」=「専門職」という議論に終止符が打たれた。司書養成教育の高度化に向けた建設的な議論を始められる共通認識がようやく形成された。」という意見を耳にしたが、はたしてそうであろうか? 司書講習ならびに短期大学司書課程の維持継続を見る限り、司書養成教育の高度化が真に議論され志向されているとは到底思えないからである。上記の課題をどのように克服していくことができるかという点に、今後の我が国における図書館情報専門職養成の未来がかかっていると言えよう。

注・引用文献

- 1) 『図書館通論』(図書館学教育史料集成1), 清水正三編, 白石書店, 1978, p.5
- 2) 『図書館通論—その学習案内—(改訂増補)』, 渡邊正彦著, 池上書店, 1977, p.46~47
- 3) 『図書館概論』(新・図書館学シリーズ1), 前島重方・高山正也監修, 樹村房, 1998, 序文
- 4) 『図書館通論』, 石塚正成, 明治書院, 1966, 序説
- 5) 上掲書2), p. 48
- 6) 『図書館概論』, 植松貞夫, 志保田務, 寺田光孝, 永田治樹, 葉袋秀樹, 森山光良共著, 樹村房, 2005, 序文
- 7) 『図書館概論』(JLAテキストシリーズII-1), 塩見昇編著, 2008, はじめに
- 8) 上掲書2), p.31~33

ディスカッション1

(敬称略)

司会: 大谷 康晴

渡辺信一(元同志社大学): 米国では "Introduction to Librarianship" という名称で開講されていた。「知的自由」がとても重視されていた。また、「International Librarianship」(各国の状況)も重視されていた。

雪嶋宏一(早稲田大学): 「図書及び図書館史」との整合性をどのように考えるか。また、学生に司書の就職状況をどう伝えるか。

平野: 「図書及び図書館史」は開講していないため、「概論」で話すしかない状況である。また、就職の難しさは説明し、学生もわかっている。資格だけにとっておきたい、という学生が増えている。

志保田務(部会長): 文科省協力者会議では、「概論」は各区分における柱になるものと考えられていた。また、部会報に書いたことに関して、幹事会においては「図書館情報学の概論」のなかに「図書館の概論」が含まれるという意識であった。どう整合させていくか検討していきたい。

四年制大学と短大や講習とが同じ資格ということについては、制度上、変更しづらいところがあった。今後、部会としても検討していきたい。

大谷(司会): お二人の発表において、「そもそも『概論』とは何か」という点が注目されていた。また、「図書館」と「図書館情報学」の違いが検討されていたが、そうした検討ができるようになったのは、今回の改正の成果であると思う。「原理・原論」や「哲学」が重視されていた。「何を」よりも「どう」話すのかが問われているのではないと思う。改正に関わった立場としては「学」の部分が弱かったかもしれないと感じている。

渡辺: "Introduction to Librarianship" は4単位であった。「概論」を2単位で教えるのは無理ではないか。各大学において4単位で開講するのがよいと思う。

宮部: 中身から考えると、そのとおりでと思う。ただし、大学においては昨今、通年科目を半期科目にする傾向があるので、4単位にするには工夫が必要であろう。

原田智子(鶴見大学): 図書館用語は特殊なので、説明に苦労している。どのような工夫をしているか。

平野: 「図書館では何をしているのか」などのようになるべくわかりやすい表現を使っている。

宮部: 「『書架』を平たく言うと『本棚』である」といった言い換えや「『整頓』と『整理』の違いはどこにあるか」ということから、資料組織法を理解させるといった基本的な説明を繰り返している。

本記録は幹事会において作成したものである。発言趣旨について発言者自身による確認はなされていないため、発言者の意図を正確に反映していない可能性があることをお断りしておく。

(文責: 野末俊比古)

「図書館制度・経営論」について

根本 彰 (東京大学)

1. 発表者の立場

本日、発表者は4つの立場を使い分けながら、新しい「図書館制度・経営論」について話してみたい。そのために、この科目についてどんな内容をどのように教えるかということよりは、前置きが長くなることについてご了承いただきたい。

4つの立場とは、第一に東京大学における司書資格科目担当者としての立場であり、第二に図書館情報学の研究者としての立場であり、第三にLIPER共同研究「図書館情報学教育の再編成」の担当者としての立場であり、最後に第四に、文科省生涯学習政策局「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の第一期、第二期委員としての立場である。こうした立場からの基本的な主張として、大学での教育は研究というバックグラウンドをしっかりともち、その成果をうまく反映させなければうまくいかないという基本的な考え方をもっていることをあらかじめお伝えしておきたい。

さて、私が所属する東京大学教育学部は教育職員免許状以外に、図書館司書、学校図書館司書教諭、博物館学芸員、社会教育主事の資格を出している。これらの資格はすべて全学に開かれているが、全学的な需要は第一に教職、第二に学芸員が高く、他の3つの資格については希望者はいるがそれほど多くはないのが現状である。

教員や学芸員は専門的な職業として毎年相当数の就職者がいる。とくに、大学院重点化以降、大学院の定員数が増えた本学では、大学院生が研究を継続できる職業としてこれらを選択する傾向が強くなっている。他方、図書館関係の就職はきわめて少ない。実際には国立国会図書館への希望者はかなりいるし、国立大学の図書系職員への希望者もあることはある。実際に就職者もいるが、どちらも司書資格を要求していないので、司書資格希望者は少ない。司書資格希望者も毎年一定数いることは確かだが、就職状況についてある程度理解すると減ってしまい、資格まで到達する人は数人である。

教育学部で担当している5つの資格のうち、かろう

じて二つのみが機能していることは示唆的である。率直に言えば、現行の司書資格は私どもの大学の学生・院生の目に魅力あるものと映っていないということである。その理由は、もちろん資格をとっても正規職員への道がかなり限定されていることが大きい。と同時に、多くの学生が学ぶ専門課程と図書館(情報)学の結びつきが弱いことももうひとつの理由に挙げられるだろう。大学院生を中心とする学芸員希望者の多くが、美術系と考古学・歴史系、地質・天文や古生物・生物などの科学系のいずれかの研究を志向している。博物館は、図書館と違って学術的専門性を前提にしているから、敏感に応答しようとしているのである。同様に、司書資格をとろうとする学生も当初は歴史学を学んで歴史文献の専門家になるとか、中世文学を学んで古文書の専門家になるというように専門との関係で自らの道を考えるのだが、そのような道はおおよそ閉ざされているから、資格を取るところまでなかなか行かないわけである。

このように、東京大学という研究を主体とした総合大学にいる立場からすると、司書養成には学歴の壁(現在では短大相当の学歴水準は相対的に低いものと見なされる)と館種(主題)の壁の二つの大きな壁があるように見える。司書資格とは、この壁を自ら築いて低学歴の公共図書館司書養成に閉じこもることで大学のなかでも孤立の道を選んだ。このことに対する批判的な見方が次の課題と密接につながっている。

2. LIPER報告と文科省協力者会議

LIPER報告は、要するに、図書館情報学の専門家を育成するにあたり、現行の大学2年卒業程度の学歴を前提にした公共図書館司書という枠組みをとばらい、アメリカ的な専門職大学院での養成を志向することを提案したものであった。小手先ではだめで日本の高等教育の状況にきちんと位置づけるためのプログラムの提案が必要だという主張である。

アメリカ的な専門職大学院が有効であるのは、やはり学士取得を前提にしているからである。何かの学問を学士レベルで修得していることが、こうした知的専門職に就くための要件であり、それがなければ事務職でしかない。現行の司書課程は学士課程にありながら副専攻的な課程として図書館の勉強を要求するものであるが、評価プロセスが弱いことからLIPER報告は「図書館情報学検定試験」の実施を提案した。また、主題的な専門と結びつけるための工夫としても「個別

情報領域」を設けて課程で自由に開講できるようにしている。¹⁾

このような報告を出して間もないころに、文部科学省で「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の第二期の会合が始まった。この会議はもともと公立図書館サービスの新しいあり方を探るためにつくられたもので「これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして」(2006)を発表したあと、引き続いてこれを実現するための人材育成が必要だということで、職員研修と職員養成を議論する第二期に入ったものである。背景には安倍内閣で行われた教育基本法の改正に続けて学校教育、教育行政の改革が着手され、続いて社会教育法、図書館法、博物館法も変えることができそうだという読みが行政(社会教育課)の職員にあったようだ。発表者は第一期に引き続いてここにも参加した。

第一期 (2004年9月～2006年3月)：「これからの図書館像」の報告
第二期 (2006年9月～2008年6月)：司書の研修と養成カリキュラムの見直し
第三期 (2008年9月～現在)：「図書館に関する科目」の制度化 + 「望ましい基準」の改訂
2009年2月：司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について (報告)

表1 これからの図書館の在り方検討協力者会議
(2004年～現在)

しかしながら発表者は、とくに職員養成の議論について最終的に挫折感を味わった。というのは表1に示したように、司書養成カリキュラムの議論は、二期と三期にまたがって進められたのに対して、途中の二期で退任せざるをえなかったからである。この間に何があったのか。議事録が公開されているので見ていただければあらかた想像がつくと思う。発表者はLIPER報告(2006)の議論を会議に持ち込み、いくつかの制度改革についてその場で議論できないかと提案したが、受け入れられなかった。これを整理したのが表2である。図書館法には大学での養成が書いてあるのに司書講習しか行われていない不合理に対して、「図書館に関する科目」を明確化すること、さらに司書講習を廃止すること、すでに機能していない司書補資格は廃止すること、そして学歴要件を最低学士にすること、公共図書館だけでなく大学図書館や学校図書館も視野に入れた養成を行うことなど、昔から図書館界で言われていたことをストレートにその場に持ち込んでみた。

発表者は、1968年の省令改正の際の議論について文献に基づいた研究を行い、最初に大きな枠組みの変更が必要だという議論があったのに、最終的には科目改正に終わったことを確認し本誌でも報告している。²⁾ その二の舞にならないようにしたいという気持ちが強かった。

もちろん、そうしたことがすぐさま受け入れられ議論されることにはならないだろうとも思っていた。こういう有識者会議と呼ばれる会議は、「局」を単位に開かれるから生涯教育政策局を超えて大学図書館や学校図書館職員のことまでは議論できないとか、学歴要件や司書講習のような養成制度の根幹にかかわることは最初から議論しないとかといった暗黙のルールがあることは分かっていた。しかしながら、これらは図書館界の積年の課題であり、せいぜい10年に一度くらいしか議論するチャンスがないことなのだから、この機会に意見表明だけはしておこうと思ったことは確かである。

	省令改正	法改正	自主的努力
館種の壁を破る		×	△
科目の現代化	◎		
大学における「図書館に関する科目」の制度化		◎	
講習の廃止		×	△
司書補の廃止		×	△
学歴要件(学士/修士)		×	△

表2 司書養成の制度的な課題と実現度
(◎は今回可能になったもの)

その結果は表2のようなことで終わった。科目改正は最初から予定に入っていたことであったので、今回の議論で唯一達成できたのは大学における「図書館に関する科目」ということになる。あとのことはそれぞれの教育現場で部分的に対応できることではあるだろうが、法改正をとまなうような大きな課題であり議論は先伸ばしにされた。ただ、「図書館に関する科目」については、これまでの文科省が行う司書講習への読み替えという変則的であると同時に教育の責任があいまいな体制から大学の教育責任がはっきりする体制への変更を意味し、これ自体は大きな成果であったと考えている。これによって、教育関係者の自主的な評価活動の努力が重要となり、上記の検定試験の必要性も説得力をもってくるわけである。

3. 「図書館制度・経営論」について

この科目は、従来から「図書館経営論」1単位として存在していたものが、制度論の要素が加えられ2単位の必修科目として再設定された。この協力者会議での議論を思い起こすと、必要な科目をボトムアップ的に挙げていくという方針のもとで、当初の28単位案が検討されていたときには「図書館制度論」と「図書館経営論」は別々の科目として主張されていた。第三期になって総単位数を24単位にする段階で両者を統合して一科目にしたという経緯がある。

「図書館経営論」は、1997年の科目改正の議論のときに新設された科目である。私はこれについてはアンビバレントな気持ちをめぐり切れない。なぜなら、まず、経営を図書館学の初心者に教える意義について疑問があるからである。たとえば、教職科目を考えてみよう。教員になるための科目として、教職に関する科目と教科に関する科目があるが、教育職員免許法施行規則6条によれば、そこに「教育の基礎理論に関する科目」として「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」を含めるものとなっている。だが、この科目は通常、「教育と社会」とか「教育制度論」となっていて、「教育経営論」とか「学校経営論」という表現は使われない。経営というのは専門的な組織体においては高次の認識と判断が求められるもので、教職員研修ならともかく養成の段階で学ぶ中心的なものとは考えられていないからである。

「図書館経営論」ができた経緯については審らかにしないが、図書館という組織が真の経営体になっていないから、組織的な自覚を促すというメッセージが含まれていたのかもしれない。私が重要だと思うのは、図書館員の仕事にテクニカルサービスからパブリックサービスへという変化があり、このときの科目変更でも以前の資料整理に関する科目・時間数が減らされこのような科目が新設されたことである。だが、常々述べているように、図書館員のスキルの根幹は資料や情報に関わるスキルでなければならず、そこを無視して良いサービスはできない。それなら、一般行政職の知識やスキルを少し応用すればそれですむということになりかねない。

消極的だったもうひとつの理由は、その科目ができたころ、まだ図書館経営に関する研究はかなり限定したものしかなかったということもある。つまり教えるべき内容があまりはっきりしないのに教えることはできないということである。図書館管理者の経験がある

人の体験談をベースにした著作や図書館サービスに関わる個別の要素についての議論はあったが、「経営論」と呼べるものになっていたのかについては疑問が多い。幸い、「図書館経営論」については高山正也編著の同名の教科書（樹村房刊）が科目切り替えの早い時期に刊行されたことで教えるべき内容と水準の枠組みが提示されたことや、この10年間に経営に関わる研究はそれなりに継続的に行われたこともあって定着してきたとはいえる。

他方、「図書館制度論」であるが法制度や国、自治体の行政や政策について議論するもので、経営論は特定の組織を前提としたものであるのに対して、制度論は組織が位置する外部環境を記述するものである。内に向かう経営論と外に向かう制度論は実は学としては水と油の関係にあることが多く、ひとつの科目として運営することはなかなか難しい。

だが、ここで両者を統合した科目が、教職科目における「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に相当するものと考えるときわめて分かりやすくなる。つまり、「図書館に関する社会的、制度的又は経営的事項」を学ぶ科目であり、要するに図書館に関する社会科学的な入門の科目なのである。そこには法学、政治学、行政学、経営学、経済学、社会学などを応用して図書館の現状を一貫した視点で分析し記述することが必要になる。そうした研究が十分に行われなければ教育を行うことは難しいということになる。

4. 東京大学教育学部「図書館情報経営論」

ここで、具体例を提示しておこう。発表者が実施している「図書館情報経営論」（2単位）である。次の表3は、そのシラバスの簡易版である。講義題目に「情報」を入れているのは、この授業が対象とする現象は、単に図書館法上の図書館だけでなく、館種を超えた多様な図書館、さらにはネット上のデジタル図書館やデータベース、そしてGoogleブック検索のような全文検索サービスを含めて考えているからである。また、図書館とは当然のごとく非営利公共機関と思われるが、資料や情報を提供する仕組みとしては営利企業も考慮すべきではないかと考える。つまり、図書館情報経営論を紙媒体と電子媒体、市場と公共経営の二つの軸をクロスさせた平面でとらえるということになる。

図書館はメディアの流れに関わるメディアすなわちメタメディアの性格を強くもつ。図1は二つの軸を使

科目番号 : 092568	担当教員 : 根本 彰	単位数 : 2	学期 : 夏
講義題目 : 図書館情報経営論		授業科目 : 教育行政学・社会教育学特殊講義	
Library and Information Center Management			
<p>わが国の図書館情報サービスを支える理念と制度の実態と問題点を探る。とくに日本における知のフローとストックの思想的な背景を前提にして、図書館情報機関の経営の検討を行う。図書館情報学の初学者を対象に、国や地方公共団体の行政と官僚制、学術研究と高等教育、初等中等教育、社会教育、出版流通、文化政策と図書館にかかわる機関の関係について述べる。公共経営に民間の手法が導入されつつある流れを意識し、また、図書館が扱うものが印刷媒体からデジタル媒体へと変化しつつあることを前提にして、知的内容と知的財産という二つの価値がどのようなかたちで社会制度化されるべきかという課題について一緒に考えていくことにしたい。</p> <p>出席者数によっては演習を中心とする内容に切り替える。</p> <p>評価 : レポート提出</p>			

表3 図書館情報経営論の簡易版シラバス

用してメディアの布置を描いたものである。多くの図書館はもともと、市場にある紙媒体を対象にして「資料提供」を行うことを中心にしていたが、最近では、これらのメディア全体を「収集」したり「利用契約」を結んだり、「ネットアクセス」を提供することによって、アクセス可能にしている。図1の太い線は従来の図書館がカバーしていた領域である。これに対してネットビジネスとしての情報提供サービスは破線で示される領域で活動している。

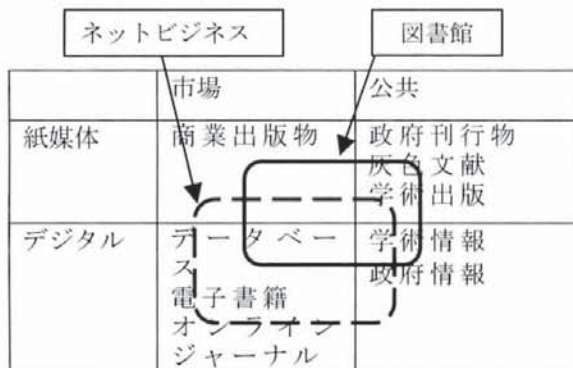


図1 メディアの布置

見てのとおり両者はすでにかかなりの重なりを示している。それもそのはず、日本の図書館の活動領域は商業出版流通にかかなりの程度依存している。出版取次や図書館専門の出版流通業の存在あって成り立っている。それが、GoogleやAmazonといった企業がこの領域に参入するようになるにつれて、図書館の足下が揺らいでいる状況がある。というのは、ネットワーク技術の急速な発展によって、公が税金でやっていたサービスが民の広告料をベースにした無料あるいは比較的低料金によるサービスによってカバーされ、これまで民と

公の関係で分担しあっていた構造が、民が公を覆い尽くすような関係に変化しつつあるように見えるからである。最近のGoogleブック検索や、AmazonのKindleやAppleのiPadに代表される電子書籍サービスがそれである。

これが本当にそうなのかどうか、それ自体を検証するのも図書館情報経営論の課題であろう。音楽産業において、レコード、CDといったパッケージメディアが衰退し、ネットによるデリバリーに切り替わりつつある。パッケージを購入しこれを保存提供していた図書館は、ネットワークとの契約によって音楽を提供することができるようになる。これは資料の選択、組織化、保存などをしなくても「資料提供」が可能になる仕組みではあるが、導入にあたっては従来のような「資料費」の概念とは異なった「契約料」のような費用をどのように確保するか、従量制のような価格設定にどのような方針で提供するか、契約が終わると「資料」として残らない状況を図書館としてどう考えるか、といった課題に対応する必要がある。今、起こっている電子書籍の問題は音楽資料とほぼ同様であるが、音楽図書館をのぞくと資料として中心にない音楽資料と違って、図書は図書館にとって中心であるだけに、このことは経営全体に関わる問題である。すでに、大学図書館では資料費のかかなりの部分がオンラインジャーナルの契約によって占められ、この問題は深刻化している。こういう状況に対応できなくて経営論とは言えないだろう。

制度論的に言うともこういう状況に重要な役割を果たすのは、図書館関係法ではなくて、著作権法である。というのは、法というのは公権力の範囲と新しい政策

の方向を定め、私人間の権利関係を調整するといった役割を果たすからこそ社会的に重要な位置づけにある。しかし図書館法がそのような役割を果たしている部分はあまりなく、せいぜいが国立国会図書館法の納本規程や図書館法の司書養成科目の規程、学校図書館法の司書教諭の配置と養成の規程程度である。それに対して、著作権法は著作物の利用や複製といった図書館活動を行うための根拠を提示している。逆に言えば、図書館の活動とは著作物の利用を促進することにあり、その全体像を定めているのは著作権法だということなのである。

Googleがブック検索用にアメリカの協力図書館の蔵書をもとにして著作権者の許諾なく複製したことについて、フェアユース（公正使用）というアメリカ著作権法上の概念を使ったことに対し大きな訴訟が起こされた。日本でもフェアユースの導入が検討されているように、図書館サービスが現代社会においてこのような市場と法とメディアの布置にあることを十分に理解させることが重要だと考えている。

もちろん、ここではそういう話ばかりではなくて、図書館制度論としては図書館関係法規を概説することも行っているが、同時に政府情報や自治体情報を公開共有するための法制度と図書館の関係について論じている。また、図書館経営論としては菅谷明子『未来の図書館』（岩波新書）を読ませて図書館の公共性とは何かを考えさせるとか、東京都立川市が市立図書館の運営経費（人件費を含めて）をすべて公開し、パブリックコメントを経て寄せられた市民の意見を踏まえて、地域館全館の指定管理移行をせず一部を指定管理にしたとどまった事例を紹介してディスカッションするといったことを行っている。³⁾

5. おわりに

これまで述べてきたことをまとめれば、大学での科目として「図書館制度・経営論」を実施するためには、単なる個別の法や政策や経営要素の列挙ではなく、紙とネット、公と民を統合するような体系だった内容が必要であるということになる。発表者が行っている講義はそういう試みのひとつであるが、まだ、テキストブックとして書くまでには至っていない。そうしたものを出し合うことで、この分野が活性化するのではないかと考える。また、こういう議論を積み上げることによって、司書養成が公共図書館の専門的職員のみならず資料と情報全般の専門職であることを主張する根

拠が明確になって、次の制度改革を準備することにつながるものと考えられる。

- 1) 根本彰「図書館員養成とポストLIPER報告」『図書館雑誌』Vol.101, No.11, 2007, p.741-743.
- 2) 根本彰「40年の空隙を埋める--1968年省令改正と今」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』81号 2007年11月 p.11-13. 根本彰「『司書講習等の改善に関することについて(報告)』(1967)の解説」『日本図書館情報学会誌』Vol.53, No.3, 2007, p.172-182.
- 3) <http://www.city.tachikawa.lg.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=3911>

<報告>

「図書館制度・経営論」のあり方について — 教育内容に関する提案 —

金 沢 みどり (東洋英和女学院大学教授)

1. はじめに

「これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして—」では、これからの図書館経営に必要な視点として、11点が挙げられている。これらは図書館に関する科目の「図書館制度・経営論」のあり方について検討する上で、意義がある。本稿では、これらのうち、特に、「利用者の視点に立った経営方針の策定」、「図書館サービスの評価」、「広報」に関する教育内容について提案を行う。

2. 「利用者の視点に立った経営方針の策定」について

(1) 「顧客重視」の発想

同一のサービスでもサービスの提供側とサービスを受ける側では、評価の視点が異なることもありうる。利用者の視点に立った経営方針の改善につながる「自己評価手法」について、教育内容に取り入れることが考えられる。また、評価の目的は、アカウントビリティ(説明責任)と改善や強化であることを理解させることが重要である。

(2) 「非営利組織にとって重要な問題」

以下は、成果重視の経営に向けて、図書館が、自ら問うべき質問である¹⁾。

- ① 図書館の使命は何か? (mission)
- ② 図書館サービスにおける利用者や支援者は誰か? (customers)

③図書館利用者および支援者は何を価値あるものと考えるか？(customer value)

④図書館の成果は何か？(results)

⑤図書館の計画は何か？(plan)

社会の状況が変化したり、成果がよくなかったり、図書館利用者の層や価値観が予想と異なっているならば、計画を修正しなければならないことを理解させ、自己評価の重要性を認識させる。

3. 「図書館サービスの評価」について

図書館経営にPlan(計画)→Do(実行)→See(評価)のマネジメント・サイクルを実現し、評価の結果を次の計画に活かすことを学ぶことは大切である²⁾。

(1) 公共図書館の自己評価

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」には、図書館サービスについての適切な「指標」の選定と「数値目標」の設定、および、その達成状況の自己点検や自己評価の必要性が述べられている³⁾。

定量的な評価と定性的な評価を組み合わせ、総合的に図書館の現状を把握することが求められている。

(2) インプット、アウトプット、および、アウトカムの測定²⁾

- ・インプット：図書館に投入される資源の量。指標としては、図書館予算、職員数、蔵書冊数、図書館施設の規模など。
- ・アウトプット：図書館がどれだけ利用されたかを測る量。指標としては、図書館登録者数、入館者数、貸出冊数、レファレンス・サービスの件数、お話し会の参加者数など。
- ・アウトカム：図書館を利用した結果、利用者にした変化。利用者の満足度や教育上の成果を、利用者調査などを通じて、測定する。

これらの測定に関して、統計学の基礎的知識、調査票の設計、調査結果の集計と分析などを、教育内容に取り入れることが望ましい。

(3) 図書館パフォーマンス指標 (ISO11620) (JIS X 0812)⁴⁾

- ・第一義的な目的：自己評価。同じ図書館の経年的な比較。
- ・第二義的な目的：異なる図書館間での意味のある、かつ、有用な比較。ただし、比較にあたっては、各図書館の使命、目標及び目的、資源、利用者集団、業務手順などに配慮し、比較上の制約に関する認識のもとに行うことが望ましい。

指標の中には、日常業務の中での図書館統計の数値を使用して算出可能なもの(「蔵書回転率」など)、図書館業務システムのデータを活用することにより算出可能なもの(「人口当たり貸出中資料数」など)もあるが、改めて測定しなければならないもの(「座席占有率」など)や、利用者調査を行わなければならないもの(「利用者満足度」など)もある。各指標の目的、適用範囲、定義、測定の方法などに関しては、充分な理解が必要である。

リストアップされている指標の中から、必要に応じて、各館が適切と考えられる指標を選択し、自己評価を実施することが求められている²⁾。

図書館パフォーマンス指標を教育内容に取り入れる際には、これらの点を充分踏まえた上で、図書館のタイプにより、どのような指標が適切であるかなどを教育内容に取り入れることが望ましい。

4. 「広報」について

「これからの図書館像」によれば、「広報」に関して、①利用対象者に応じてどのようなことに関心や興味を持つのかを検討し、媒体や手法、重点的に広報を行う点等を工夫すること、②わかりやすく簡潔であること、③これまでの「待ち」の姿勢から意識を転換し、新たな利用者を開拓するために図書館側から積極的に働きかけを行うこと、を提言している。そこで、以下に示すように、Webサイトの活用による広報のあり方について、教育内容に取り入れることが考えられる。

(1) Webサイトの活用による広報の意義

利用者をいかに増やすかという視点から、日頃よく利用する利用者に加えて、それほど利用しない利用者に対しても、Webサイトを活用した質の高い積極的な広報が望まれる。利用者にとって有益でわかりやすいWebサイトを構築することが、広報を効果的に行う上で重要である⁵⁾。

(2) 図書館サービスの実態に即したWebサイトによる情報の提供

利用案内も含めて、実施している図書館サービスについては、実態に即した情報の提供を、Webサイトを通じて行うことが大切である⁵⁾。たとえすぐれた図書館サービスを実施しているとしても、Webサイトへの記載などがなければ、あまり利用しない利用者には、それらの情報は伝わらず、利用の促進につながらない。

(3) 利用対象者に即したコンテンツの充実

公共図書館においては、利用対象者が児童、ヤングアダルト、成人、高齢者、特別な支援を要する者など様々であり、各々の利用対象者に合わせた効果的な情報の提供が望まれる。たとえば、児童サービスでは、子どもの読書支援、リテラシーの育成支援、および、情報活用能力の育成支援など、生涯学習の基礎を固める上で重要な役割を担うことが期待されている。児童のページでは、サービス案内、外部情報源の紹介、学習支援、研究支援などの総合的な観点から、コンテンツの充実が求められている^{6),7)}。

(4) Webユーザビリティへの配慮

WWWが普及し、誰でもが利用するメディアとなるにつれて、利用者の視点からのWebサイトの「使いやすさ」や「わかりやすさ」といった、ユーザビリティ(Usability)が重要視されている。利用者にとって有益な情報を記載するとともにユーザビリティに配慮することは、Webサイトの構築にあたり重要である⁸⁾。たとえば、児童のWebサイトに関しては、視覚的な読みやすさや児童の発達段階に配慮した読みやすさ、ナビゲーションの容易さについてなど、Webユーザビリティのガイドラインも示されている⁸⁾。

これらのことを踏まえて、広報の観点から、今後のWebサイトのあり方について、教育内容に取り入れることが重要である。

5. おわりに

図書館に関する科目の「図書館制度・経営論」は、隣接領域の経営学、統計学、情報科学なども関連性があり、社会の変化に伴い教育内容も多岐にわたっている。今後も教育内容の検討をさらにすすめることが大切である。

(参考文献)

- 1) P.F.ドラッカー他編著、田中弥生監訳『非営利組織の成果重視マネジメント』、ダイヤモンド社、2000年
- 2) 神奈川県図書館協会図書館評価特別委員会編『公共図書館の自己評価入門』、日本図書館協会、2007年
- 3) 日本図書館情報学会研究委員会編『図書館の経営評価』、勉誠出版、2003年
- 4) 『JIS X 0812 (ISO11620) 図書館パフォーマンス指標』日本規格協会、2007年
- 5) Midori Kanazawa, Yukiko Maruyama, "An Evaluation of Public Library Websites: Describing Children's Services in Japan", Public Library Quarterly, Vol.

27, No.4, 2008, pp.291-310.

- 6) 金沢みどり, 丸山有紀子「児童の情報活用能力の育成支援に関する公共図書館Webページの現状と意義」, 『教育情報研究』, Vol.23, No.3, 2007, pp.39-48.
- 7) 金沢みどり, 丸山有紀子, 元木章博「児童の情報活用能力の育成支援に関するアメリカ合衆国の公共図書館Webページの現状とその分析」, 『教育情報研究』, Vol.25, No.4, 2009, pp.3-13.
- 8) Shuli Gilutz and Jakob Nielsen, "Usability of Web sites for Children: 70 Design Guidelines, URL:http://www.nngroup.com/reports/kids/, (accessed 2005-05-04).

ディスカッション2

(敬称略)

司会：大谷 康晴

根本彰氏(東京大学)および金沢みどり氏(東洋英和女学院大学)から配付資料およびパワーポイントに基づいて報告があったのち、ディスカッション(質疑応答)が行われた。発言趣旨は次のとおり(敬称略)。

大谷(司会)：お二人の報告において、「科目がどのように成立するか」ということが論点となっていると感じた。評価について指導するのに苦労しているが、実際の授業のイメージをお持ちなら、教えていただきたい。

金沢：図書館サービスの評価については、「ベッドタウン」「高齢化の進んだ地域」「ビジネス街」などといった地域性のパターンに基づいて、実際の統計資料を使いながら、適切な指標や数値目標を考えさせる、という取組みが考えられる。

原田智子(鶴見大学)：館種による違いによって内容が変わると思うが、どのように対応しているのか。

根本：協力者会議では「公共図書館」を想定しているが、もう少し柔軟に「経営」や「制度」はもっと広くとらえるべき。

金沢：各館種について評価の指標などを考えさせることも学生にはプラスになると思われる。

原田：学生には、所属大学の図書館が最も身近である。公共図書館以外の館種をどのように盛り込むかが難しいので、質問させてもらった。

川原亜希世(近畿大学)：学生に身近な所属大学の図書館を活かすとよいと思う。例えば、大学図書館がアンケートを実施するときには回答するように指示し、アンケート結果を授業で分析させる、といった

方法が考えられる。

志保田：「図書館実習」の対象について文科省に問い合わせたところ、公共図書館に限らず、国立国会図書館などに拡大解釈できると回答をいただいている。この科目でも同様に考えてよいのではないか。

大谷（司会）：他館種の話については「特論」のなかで取り扱うことも可能である。

前澤慎也（栃木県立図書館）：公共図書館は学校図書館や大学図書館とも連携しているので、他館種のことを知っていることは、公共図書館にとってもマイナスではない。また、自分自身が「図書館経営論」を学んだときには、自分からは遠い科目だと感じたが、図書館で働くようになってから、もう少し学んでおけばよかったと思っている。

宮部：現実には、司書が経営していない図書館がある。アメリカでは「リーダーシップ」という科目がある。日本では、司書を経営できる状況をいかにつくるかということも大事であろう。根本先生のいう「図書館のない図書館経営論」とは「『場としての図書館』ではない図書館」についての話だと思うが、そうした拡がりも大事である。

根本：図書館員には経営的な観点は大切であるが、「制度・経営論」には「何のための科目か」という、一貫した思想がないような気がする。また、「制度・経営論」と「特論」との切り分けをしっかりとしていく必要があると感じた。

渡辺信一（元同志社大学）：自分が「経営論」の授業を受けた経験からは、ケーススタディを取り入れると効果的であると感ずる。

前川和子（大阪大谷大学）：以前の科目改正のときに、勤めていた大学図書館にアンケートが届き、必要な科目を問う設問があった。どんなレベルの職位であっても経営的な考えは必要だと思い、「経営論」という選択肢に丸を付けた。

須永和之（國學院大学）：図書館経営論のなかで、職員健康管理・労務管理の問題があまり取り扱われていない。学生に対して教えるべき重要な問題であると思う。

本記録は幹事会において作成したものである。発言趣旨について発言者自身による確認はなされていないため、発言者の意図を正確に反映していない可能性があることをお断りしておく。

（文責：野末俊比古）

..... 参加者の感想

改正科目の具体的な内容について

雪 嶋 宏 一（早稲田大学教育・総合科学学術院）

2012年度のカリキュラム改正に向けて学内で具体的な検討段階に入っているため、新科目の設計についての提案がなされる2010年度第1回研究集会に参加させていただきました。

まず、「図書館概論」については平野英俊氏と宮部頼子氏がこの科目の新旧の違いを述べ、新科目の位置づけ、内容、方法、課題などについて論及した。平野氏は法規が他科目へ移行するがやはり「概論」でも法規を除外することはできず、公共図書館に重点を置いて、歴史的視点を加えて図書館の原理を概説すると提案した。歴史について概論で触れることはまったく同感であるが、他科目との重複を考慮する必要もあろう。一方、宮部氏はこの科目が図書館と図書館情報学への導入科目であり、ライブラリアンシップの体得を目的とすべきであると述べた。ライブラリアンシップという視点はこれまでこの科目で明確に意識してこなかったため参考になった。しかし、それを半期の中で学生に理解させるのは容易ではなからう。

次に「図書館制度・経営論」については根本彰氏と金沢みどり氏がそれぞれ提言した。根本氏はこの科目への疑問を述べた。制度経営論の成立基盤、他科目との差別化、公立図書館中心の内容でよいか、電子図書館を視野にいれるべきではないか、担当教員の専門性の問題などである。これらの疑問の中で従来の図書館ばかりでなく今後変化していく図書館の制度経営については考慮すべきものであろう。金沢氏は「これからの図書館像」にある11の視点のうちこの科目に関係する「利用者の視点に立った経営方針の策定」、「図書館サービスの評価」、「広報」という3点を取り上げてそれらを科目中でどのように展開できるかということを述べた。個々の視点を授業に生かせるよう具体的に示されたことは大いに参考になった。しかし、これらを授業全体の流れのどのあたりに位置づけるかについての言及はなかった。

今回の4本の発表には参考になるアイデアがいくつも含まれており、科目の具体的な設計に大いに役立つ提案・提言であったと思われました。

このようなファカルティ・ディベロップメントを今

後も継続して開催していただければ、2012年度へ不安も解消されるであろうと考える次第です。

2010年度第1回研究集会参加感想

— 短期大学の立場から —

篠原 由美子 (松本大学松商短期大学部)

教育部会員ではありませんが、このたび研究集会に参加させていただきました。教育部会の会合に参加するのは、今回が初めてです。参加した目的は、2012年4月以降の司書科目カリキュラム変更に備え、自分自身が情報収集をして学ぶ必要性を感じていたからです。

研究集会では、「図書館概論」の科目のあり方について平野英俊氏と宮部頼子氏から、また「図書館制度・経営論」の科目のあり方について、金沢みどり氏から報告・提案がありました。一方、根本彰氏のお話は、「図書館制度・経営論」の科目に触れながら、図書館科目のあり方そのものに言及されるものでした。いずれも興味深く拝聴しました。また参加された先生方から、たとえば「書架」「整理」といった図書館用語を学生が理解するのが難しいというような発言があり、共感したり、苦労しているのは私だけではないのだとほっとしたりもしました。

他方、新しいカリキュラムへ臨む姿勢に関しては、先生方と温度差を感じました。短大と4年制大学の違いでしょうか。改正で増えた単位数は4単位ですが、時間の限られた短大で実施するには、開講の時間や講師の確保等でいくつか対策を講じなければいけません。これに対して4年制の大学ではすでに20単位を超えて実施している大学もあり、短大ほど切実感はないのかもしれないと感じました。当日配布された『文部時報』のコピーでも、平野氏の大学では、すでに26単位実施されていることが書かれています。

従来から司書資格は大学院レベルが望ましいと言われていわれてきましたが、実際は短大でも取得可能な24単位に決定されました。短大でこれ以上の単位数をカリキュラムに位置づけるのは難しく、さらに司書科目が開講できないということになると学生募集にも影響してきます。現実に即した改正内容だったといわれるゆえんでしょう。とはいえ、課題が先送りになった側面も否めません。今後も今までと同様に、短期大学で司書資格を取得させる意義について試行錯誤していくことになると思わざるをえませんでした。

もっとも司書として就職できる人数の少なさを考えると、司書資格のレーゾン・デートルは短大だけの問題ではありません。根本氏は科目における研究の重要性を話されました。同様に現場をもたない資格科目もありません。研究、教育、現場の充実と相互連環が課題なのだと、あらためて思ったことです。

「図書館概論」を担当する意味

松林 正己 (中部大学附属三浦記念図書館・
中部大学現代教育学部非常勤講師)

以前参加させていただいたときは同志社大学で渡辺先生が現役で、根本さんが講師を務められたとき以来であったので、研究集会不参加の怠慢の返上と世の動きを知るために参加させて頂いた。今回は午前中のプレヴェントである「図書館情報学検定試験」に関する報告会を併せて拝聴するためであった。

いわば教育部会主催のFD活動でもある本研修会は、学会発表とは異なり、本務のために同僚諸氏の平素の研鑽とその分析を拝聴できる絶好の機会であり、刺激になる。教室で刺激をくれるのは受講生であるが、同じ科目を教授する立場で、今回のカリキュラム改訂の意義を講師諸氏の熱心な研究成果を踏まえての分析・解説は、大いに力を与えられた思いである。

今回の研究発表は、いずれも図書館員養成の課程で必須科目の概論とこの度新設された「図書館制度・経営論」に関する発表は、科研費による中・長期的な経緯を踏まえての充実した報告であり、聴講者として大いに刺激される内容であった。中でも根本さんの「研究のないところで教育はできない」というフンボルト理念の再論のような指摘は、大学図書館勤務も兼ねている筆者には現場と実践の意義をも指摘された思いで、ドイツ型大学理念を維持するためには、機に応じて警鐘が必要だと改めて感じた次第である。

さらにその警鐘に呼応して、半世紀近く前にアメリカのLibrary Schoolで研鑽を積まれた渡辺先生が当時を振り返り、科目の位置づけなどを情熱的に解説頂いたのも後裔のわれわれには懇切な注釈となり、ヴェテランの理念と超ヴェテランの情熱との協奏曲(コンチェルト)にも見え、続いて関係者や参加者からの熱心な質疑が展開され、その熱い議論を拝聴しながら、学会活動の本来の姿が現前したことにあたたかな同僚諸氏(ピア)との交歓を感じる充実した半日であった。

..... 参加者のアンケートから

回収できたアンケート 19名

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員	19
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員	0
日本図書館協会非会員	0

質問2 テーマの設定について

適切だった	19
適切でなかった	0
どちらともいえない	0
無記入	0

質問3 プログラムについて

適切だった	16
適切でなかった	0
どちらともいえない	2
無記入	1

質問4 内容について

適切だった	19
適切でなかった	0
どちらともいえない	0
無記入	0

質問5 今回の分科会に関するご意見

- ・2つの科目について、多様な視点、意見を伺うことができて、大変参考になった。参考文献等も挙げられているので、今後の勉強に生かしていきたい。
- ・科目の踏み込んだ内容が議論されたので、今後の授業の参考になった。
- ・自分が担当する科目なので、他大学の担当者の発表は参考になった。自分なりに工夫して教えている科目を他の人の視点から見直すことができ、興味深かった。今の内容、教え方で間違っていないと確認できた。
- ・根本先生の「科目（概論的科目）の内容を上手に割り当てる必要がある」という意見に賛成します。
- ・もう少し性格の異なる2科目を取り上げたほうが議論は広がったように思います。
- ・問3が時間設定の意味であるとすれば、午前中から全日を使ってプログラムを設定されるべきであった。
- ・発表者の時間をもう少し確保してほしかったと思

ます。

- ・部会総会の議論が以前に比べて活発になったのはよいことだと思います。予算・決算は組織にとって大切だと思います。「図書館概論」の平野、宮部、両先生の発表はとてもわかりやすく、内容もわかりやすく、資料もよくまとめられて、とても参考になりました。引きつづき科目のあり方の研究は今後も取り上げていただけるとよいと思います。幹事の皆様のご努力に感謝申し上げます。
- ・大変意義のある研究集会でした。
- ・発表者、テーマともとても良かった。すごく参考になった。
- ・色々と参考になりました。

質問6 図書館学教育部会の活動全般に関するご意見

- ・本日取り上げた科目以外も、関連科目群毎に取り上げていただければと思います。
- ・創立50周年記念事業等を最優先の上、今年度の活動／取り組みも考えていただければと存じます。
- ・集会後に懇親会しませんか？ もっと意見（情報）交換しやすくなると思うので。
- ・いつもお世話になるばかりで、役員の方に感謝するばかりです。

ご予定ください

【第2回研究集会】

日 時：12月18日(土) 13時30分～16時30分
場 所：関西大学 千里山キャンパス 第1学舎
テーマ：「図書館に関する科目」の今後の展開(3)
お申込：柳 勝文（龍谷大学）
anb18968@nifty.com FAX：075-241-4668

【図書館学教育部会50周年記念行事】

日 時：平成23年3月13日(日)
午前：講演／研究発表 午後：懇親会
場 所：大阪ガーデンパレス（大阪市淀川区）

★★ポスターセッション企画★★

部会の歴史や今後の在り方に関連するポスターセッションを企画中です。詳細は次号でご案内しますが、およその人数把握のため、ご関心をお持ちの方は担当の柳幹事までその旨お知らせくださるようお願いいたします。

【役員選挙】

年末に役員選挙を予定しています。選挙公示が届きましたら早めの投票に御協力ください。

2010年度 全国図書館大会第10分科会（図書館学教育）のご案内

日時： 2010年9月17日（金） 9：30～16：30

会場： 奈良教育大学 〒630-8525 奈良市高畑町

テーマ： 「図書館に関する科目」と教育現場におけるその展開

趣旨： 昨年に引き続き、大学における「図書館に関する科目」の省令化を契機とした科目改訂に着目します。今回は、新科目が教育現場でどのように展開されていくのか、教育内容や教育方法を含め課程運営全体を視野に入れて、その可能性と課題について議論します。

午前の部では基調講演として、日本図書館協会のテキストシリーズ監修者より新科目に向けた新たな展開についてお聞きします。続いて教育部会から、新課程の科目全般について今後の展開のたたき台を提示したいと考えています。

さらに、午前の部から午後の部にかけて、基調報告および教育部会たたき台とも関連して、いち早く新カリキュラムに取り組んでいる大学、司書講習の実施大学、独自のカリキュラム展開を行っている大学など、特徴的な取り組みをされているいくつかの大学から、その狙いや実践例をご報告いただきます。その後、文部科学省からの簡単な行政報告とそれについての質疑の時間を挟み、最後に、今回のテーマに関するパネルディスカッションを行って議論を深めたいと思います。

予定しているプログラム

- 9：30-09：40 開会・部会長挨拶（志保田図書館学教育部会長）・趣旨説明
9：40-12：10 午前の部
9：40-10：40 基調講演「JLA図書館情報学テキストシリーズの新展開—大学の『図書館に関する科目』への対応—」（小田光宏 青山学院大学教授 日本図書館協会出版委員長）
10：40-10：50 休憩
10：50-11：40 報告(1)「図書館学教育部会幹事会での検討経過」（JLA図書館学教育部会幹事）
11：40-12：10 報告(2)「新科目への移行の経緯と、現状」（平井歩実 明星大学教授）
12：10-13：10 昼休憩
13：10-16：20 午後の部
13：10-13：40 報告(3)「司書課程および司書講習における新カリキュラムへの対応：eラーニングの導入と展開を中心に」（齋藤泰則 明治大学教授）
13：40-14：10 報告(4)「入門科目からその先へ：大学院を視野に入れた取組み」（竹内比呂也 千葉大学教授）
14：10-15：00 行政報告「図書館法施行規則の改正について」（岩佐敬昭 文部科学省社会教育課企画官）および質疑（予定）
15：00-15：10 休憩
15：10-16：20 パネルディスカッション
パネリスト 柴田 正美（帝塚山大学） 平井 歩実（明星大学）
齋藤 泰則（明治大学） 竹内比呂也（千葉大学）ほか
コーディネーター 山本 順一（桃山学院大学，図書館学教育部会幹事）
16：20-16：30 閉会挨拶・事務連絡

総合司会 図書館学教育部会幹事

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上 泰子
Tel. 06-6368-0467（直通） E-mail: yasuko@kansai-u.ac.jp